

○東吾妻町指定管理者選定委員会条例（平成21年東吾妻町条例第28号）

（設置）

第1条 この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、公の施設の適切な管理及び運営を行うための指定管理者の候補者を選定するため、東吾妻町指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審査し、調査し、又は検討するとともに、意見を述べるものとする。

- （1） 公の施設の指定管理者の候補者の選定に関すること。
- （2） 東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成18年東吾妻町条例第60号）の運用に関すること。
- （3） 前各号に定めるもののほか、指定管理者の選定等に関し委員長が特に必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員6名で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 公募委員
- （2） その他町長が適当と認める委員

3 前項第1号に掲げる公募委員の選考方法は町長が別に定める。

4 委員の任期は、当該諮問に係る調査審議が終了したときまでとする。

5 町長は、必要に応じ専門的知識を有する者を専門委員として委嘱することができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（委員会）

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の招集は町長が行う。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員長は、委員会の議長となる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の除斥)

第6条 委員は、自己又は親族の従事する業務に直接の利害関係がある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

(意見の聴取)

第7条 委員会の会議において、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。この場合において、その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年東吾妻町条例第38号）に基づき支給する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。